

承認第 10 号

日出町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基づき、
次のとおり専決処分したので同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

令和 2 年 6 月 4 日 提 出

日出町長 本 田 博 文

1 専決事項

日出町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

2 専決年月日

令和 2 年 5 月 1 日

日出町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について

日出町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を公布することについて、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分する。

令和 2 年 5 月 1 日

日出町長 本 田 博 文

日出町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2 年 5 月 1 日

日出町長 本 田 博 文

日出町条例第 2 7 号

日出町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

日出町後期高齢者医療に関する条例（平成 2 0 年日出町条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「同月 2 8 日まで（ただし、閏年は 2 9 日まで）」を「同月末日まで」に改め、同条第 3 項中「すべて」を「全て」に改める。

第 6 条第 2 項中「閏年」を「^{じゅん}閏年」に改める。

附則に次の 1 条を加える。

（日出町において行う新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金の事務）

第 4 条 日出町は、第 2 条に規定する事務のほか、大分県広域連合条例附則第 7 条第 1 項の傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付及びそれに付随する事務を行うものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。